

平成26年度の国民健康保険税納税通知書と納付書を、7月15日(火)に発送します。
本年度の国民健康保険税の納付と年税額についてお知らせします。

国民健康保険税の納付

◆納税義務者について

国民健康保険税の納税義務者は**世帯主**です。

世帯主が他の健康保険に加入されていても、世帯の中に国民健康保険に加入されている方がいれば、世帯主あてに納税通知書を送付します。

◆納付方法と平成26年度の納期

○普通徴収

口座振替または納付書支払い

○特別徴収

年金からの支払い

※口座振替は、納期限日に預金口座から自動的に納税する方法です。滞納することなく口座振替により納付をされている方は、65歳に到達しても特別徴収へ移行することはありません。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 (納期限)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	1/5	2/2	3/2	3/31
特別徴収 (振替日)		3期		4期		5期		6期	
		8/15		10/15		12/15		2/13	

国民健康保険税の年税額

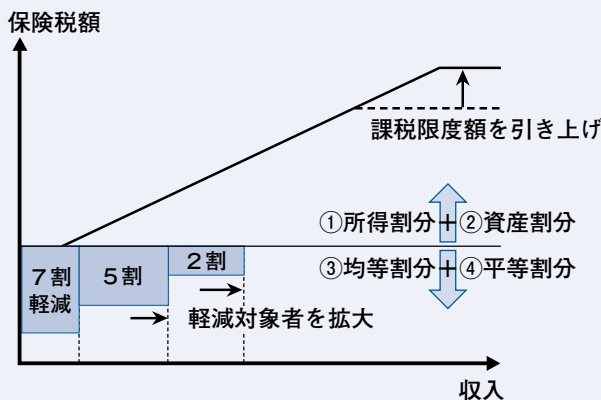
◆国民健康保険税の税率など

国民健康保険税は、表の①～④の税額のうち、対象となる区分の額を合計したものが年税額となります。年度途中で加入、喪失された方は、加入月数に応じた月割り課税となります。そのため、5～6月に国民健康保険を喪失した場合でも、加入月数分の保険税が課税されます。

区 分	医療分	後期高齢者支援分	介護分
	加入者全員	加入者全員	40～64歳の方
① 所得割額	課税所得額 × 4.85%	課税所得額 × 1.85%	課税所得額 × 2.1%
② 資産割額	固定資産税額 × 19.5%	固定資産税額 × 3.0%	固定資産税額 × 4.0%
③ 均等割額	被保険者数 × 22,600円	被保険者数 × 7,000円	被保険者数 × 9,800円
④ 平等割額	1世帯あたり 22,700円	1世帯あたり 7,000円	1世帯あたり 7,800円
課税限度額	510,000円	160,000円 (140,000円)	140,000円 (120,000円)

※ () 内は前年度の税額です。

◆保険税の改正について



低所得者世帯に対し、軽減対象の範囲を拡大しました。一方で、その徴収減額分を賄うために後期高齢者支援分と介護分の課税限度額を引き上げます。

◆軽減・減免制度について

低所得者世帯は、あらかじめ均等割額・平等割額を減額して課税します。ただし、この減額を受けるには、世帯主および世帯の国民健康保険加入者全員の所得の申告がされていなければなりません。

また、災害・疾病・失業(自己都合ではない退職)・事業の廃止などにより保険税の納付が困難になった場合、申請により減免を受けられることがあります。